

監査等の種類

監査委員は、地方自治法や地方公営企業法に基づき、各種の監査や審査、検査を行うこととされていますが、その種類は次のとおりです。

1 定期的に行う監査等

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

予算の執行、収入、支出、契約、財産管理などの財務に関する事務の執行や、公営企業会計の経営に係る事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかなどについて、毎会計年度 1 回以上、期日を定めて計画的に監査します。

(2) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

市長から監査委員の監査に付すこととされている一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算書等について、計数の正確性を検証するとともに予算の執行または事業の経営等が適正かつ効果的に行われているかなどを審査し、意見を付けて市議会及び市長に提出します。

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

市が適正に現金の出納事務を行っているかどうかなどについて、毎月定められた日に、毎月の計数を照合確認するとともに、市の財政収支の動態を、主として計数面から把握し、検査を行っています。

(4) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、決算書等に基づいて計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかなどを審査します。

(5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

4 つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率が適正に作成されているかについて審査します。

2 監査委員が必要であると認めた場合、住民等からの請求により行う監査等

(1) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

定期監査のほかに、必要があると認めるときは、いつでも財務に関する事務の執行などについて監査を実施することができます。

(2) 行政監査 (地方自治法第 199 条第 2 項)

市の事務事業の執行が効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているかなどについて、監査の必要があると認めるときに、テーマを定めて実施します。

(3) 財政援助団体等に対する監査 (地方自治法第 199 条第 7 項)

必要と認めるとき、市から補助金、交付金、負担金などの財政的援助や指定管理委託を受けている団体に対し、出納その他の事務執行が適正に行われているかを主眼として監査を実施します。

(4) 指定金融機関等に対する監査 (地方自治法第 235 条の 2 第 2 項、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項)

指定金融機関に対し、必要があると認めるとき、公金の収納または支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定どおり、適正に行われているかどうか監査することができます。

(5) 住民監査請求に基づく監査 (地方自治法第 242 条)

市民の方は、市の執行機関またはその職員について、違法・不当な公金の支出、公金の賦課・徴収等を怠る行為や事実があると認められるときに、監査委員に対して監査を求めて必要な措置を講ずるよう勧告することを請求できます。監査委員は請求があった日から 60 日以内に監査を行います。

(6) 住民の直接請求に基づく監査 (地方自治法第 75 条第 1 項)

選挙権を有する者が、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、市の事務の執行等について、監査委員に監査を請求した場合、請求に係る事項について監査します。

(7) 議会からの請求に基づく監査 (地方自治法第 98 条第 2 項)

議会は、市の事務の執行について監査委員に監査を求め、その結果について報告を請求することができます。

(8) 市長の要求に基づく監査 (地方自治法第 199 条第 6 項)

市長は、市の事務の執行について、監査委員に監査を求めることができます。

(9) 職員の賠償責任に関する監査 (地方自治法第 243 条の 2 の 2、地方公営企業法第 34 条)

職員等が法令の規定に反して故意または重大な過失により、保管する現金等を亡失し、または損傷したことにより市に損害を与えたと認められるときは、市長は監査委員に対して、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めることとされています。